

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和6年度復興庁予算のポイント
著者 / 所属	瀬戸山順一 / 国土交通委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	463号
刊行日	2024-2-7
頁	146-155
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240207.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和6年度復興庁予算のポイント

瀬戸山 順一

(国土交通委員会調査室)

《要旨》

「第2期復興・創生期間」の4年度目に当たる令和6年度の復興庁予算の総額は4,707億円となり、復興のステージに応じた被災地のニーズにきめ細かに対応し、必要とされる復興施策を着実に推進する内容となった。

地震・津波被災地域においては、心のケアを始めとする被災者支援などきめ細かい取組を着実に進める。また、原子力災害被災地域では、帰還環境の整備、生活再建、ALPS処理水の処分等に伴う風評の払拭など本格的な復興・再生に向けた取組を進める。これらに加え、福島を始め東北地方が創造的復興を成し遂げるための取組を進める。

1. はじめに¹

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災（平成23年3月11日）から、間もなく13年を迎える。この間、地震・津波被災地域では、震災からの復興は大きく前進し、住まいの再建や復興まちづくり、道路・港湾などのインフラの復旧がおおむね完了したほか、産業・生業（なりわい）の再生も着実に進展し、復興の総仕上げの段階に入っている。今後は、被災者の心のケアなど残された課題への取組が求められている。

また、原子力災害被災地域においては、令和2年3月までに帰還困難区域を除いた全ての地域で避難指示の解除が実現し帰還環境の整備が進むとともに、帰還困難区域内に設定された6町村の特定復興再生拠点区域では令和5年11月までに避難指示が全て解除された。さらに、同年12月から、帰還困難区域のうち大熊、双葉両町の一部地域では、同年6月に成立した改正福島復興再生特別措置法により創設された「特定帰還居住区域」制度（後述）に基づき先行的に除染が開始されるなど、復興・再生に向けた取組が本格的に始まっている²。一方で、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の廃炉を着

¹ 本稿は令和6年1月18日現在の情報に基づき執筆している。また、URLへの最終アクセス日も同日である。なお、予算額は、四捨五入によっているため、合計が一致しないものがある。

² 避難指示解除区域全体の居住者数は、平成29年4月時点では約0.4万人であったが、令和5年7月時点では約1.6万人にまで増加している。なお、令和5年11月1日時点で、福島県内外で避難生活を続けている人の数は

実に進め、福島復興を実現するためには先送りできない課題とされてきたALPS処理水の処分（海洋放出）³が令和5年8月に開始されたものの、事故収束や環境再生、帰還の促進、帰還困難区域全域の避難指示解除など、今後も中長期的な対応が必要となっている。

本稿では、令和3年度からの「第2期復興・創生期間⁴」の4年度目に当たる令和6年度の復興庁予算のポイントを紹介する。

2. 令和6年度復興庁予算のポイント

（1）令和6年度復興庁予算の全体像（図表1及び2）

令和6年度東日本大震災復興特別会計の歳出予算額6,331億円（前年度当初予算比13.3%減⁵）のうち、復興庁予算の総額は4,707億円⁶（同14.8%減）となった。分野別では、被災者支援218億円（同12.4%減）、住宅再建・復興まちづくり530億円（同11.3%増）、産業・生業の再生331億円（同2.4%減）、原子力災害からの復興・再生3,338億円（同20.0%減）、創造的復興⁷239億円（同1.3%増）、その他（東日本大震災の教訓継承事業、復興庁一般行政経費等）49億円（同5.8%減）となる。令和6年度予算は、復興のステージの進展に応じて、既存の事業の成果検証をしつつ、効率化を進め、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化するとの方針⁸の下、編成されている。予算総額は9年連続で過去最少を更新するが、除染等の進捗に伴い、東京電力への求償対象関連の主な3事業（中間貯蔵関連等）合計で1,100億円超の減少となった影響を除けば、300億円程度の増額となる。

なお、令和6年度予算での復興財源フレーム対象経費は予備費を除き4,015億円である⁹。

約2.66万人（県外約2.06万人、県内約0.6万人）となっている。

³ 「ALPS処理水」とは、福島第一原発の建屋内にある放射性物質を含む水（汚染水）について、多核種除去設備（ALPS）等により、トリチウム以外の放射性物質を、安全基準を満たすまで浄化した水のこと。汚染水は、原子炉の中に残る溶けて固まった燃料（燃料デブリ）を冷却するための継続的な注水や建屋への地下水等の流入により事故後毎日発生しており、同原発内の敷地で保管されている、ALPS処理水を貯めるタンクが敷地を圧迫し廃炉作業に支障が生じかねない状況にあることから、廃炉作業に必要な敷地を確保するため、政府は、海洋放出など五つの処分方法を検討した結果、令和3年4月、2年程度後を目途にALPS処理水を海洋放出する方針を決定した。東京電力による放出設備等の準備期間を経て、令和5年8月の関係関係会議で海洋放出の開始を判断した。海洋放出に当たっては、トリチウムについても安全基準を十分に満たすよう海水で大幅に薄めた上で計画的に行うとともに、周辺海域のモニタリングを定期的実施する。

⁴ 令和2年7月、復興推進会議は、「令和3年度以降の復興の取組について」を決定し、令和3年度から令和7年度までの5年間で、「集中復興期間（平成23年度～平成27年度）」、「（第1期）復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」に続く「第2期復興・創生期間」と位置付けた。

⁵ 復興庁所管予算以外の主な歳出増減の要因は、復興加速化・福島再生予備費（財務省所管）の減（前年度当初予算比20.0%（200億円）減）、震災復興特別交付税（総務省所管）の減（同8.4%（52億円）減）、国債整理基金特別会計（財務省所管）への繰入等の増（同62.8%（98億円）増）である。

⁶ 復興庁独自執行分は872億円（前年度当初予算比0.3%減）、復興庁予算に一括計上されている各府省庁執行分は3,835億円（同17.5%減）である。

⁷ 「東日本大震災復興構想会議の開催について」（平成23年4月11日閣議決定）において、「復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していく」とこととされ、第2次安倍内閣発足時の「基本方針」（平成24年12月26日閣議決定）においても、「単なる「最低限の生活再建」にとどまることなく、創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる」ことが掲げられている。

⁸ 復興庁「令和6年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方」（令5.7.25）

⁹ 復旧・復興事業の規模と財源の見通しを示す「復興財源フレーム」に関し、前掲脚注4の復興推進会議決定において、復興期間15年間の総額は32.9兆円程度、このうち第2期復興・創生期間は1.6兆円程度と見込まれている。復興財源フレーム対象経費では、復興事業費から東京電力への求償対象経費、復興債償還費等は除外等されている。そのため、求償対象経費等を含む復興関連予算としては、令和4年度までの12年間の執行

図表1 令和6年度復興庁予算（当初）総括表

（単位：億円）

区 分	令和5年度 当初予算額	令和6年度 概算決定額	対前年度比
			(%)
復興庁	5,523	4,707	▲ 14.8
1. 被災者支援	249	218	▲ 12.4
・被災者支援総合交付金	102	93	▲ 8.8
・被災した児童生徒等への就学等支援	23	20	▲ 13.0
・緊急スクールカウンセラー等活用事業	16	15	▲ 6.3
・仮設住宅等	7	5	▲ 28.6
・被災者生活再建支援金補助金	20	12	▲ 40.0
・地域医療再生基金	24	21	▲ 12.5
・その他	57	52	▲ 8.8
2. 住宅再建・復興まちづくり	476	530	11.3
・家賃低廉化・特別家賃低減事業	219	216	▲ 1.4
・社会資本整備総合交付金	116	162	39.7
・森林整備事業	44	40	▲ 9.1
・災害復旧事業	75	84	12.0
・その他	23	28	21.7
3. 産業・生業(なりわい)の再生	339	331	▲ 2.4
・災害関連融資	16	13	▲ 18.8
・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	27	9	▲ 66.7
・水産業復興販売加速化支援事業	41	41	0.0
・漁業経営体質強化機器設備導入支援事業	1	4	300.0
・被災海域における種苗放流支援事業	7	10	42.9
・被災地次世代漁業人材確保支援事業	7	21	200.0
・福島県農林水産業復興創生事業	40	40	0.0
・福島県営農再開支援事業	—	21	皆増
・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業	16	19	18.8
・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	141	122	▲ 13.5
・福島県における観光関連復興支援事業	5	5	0.0
・ブルーツーリズム推進支援事業	3	3	0.0
・その他	36	24	▲ 33.3
4. 原子力災害からの復興・再生	4,170	3,338	▲ 20.0
・特定復興再生拠点整備事業	436	370	▲ 15.1
・特定帰還居住区域整備事業	52	450	765.4
・福島再生加速化交付金 ※1	602	601	▲ 0.2
・福島生活環境整備・帰還再生加速事業	80	53	▲ 33.8
・放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業	37	37	0.0
・中間貯蔵関連事業 ※2	1,786	1,008	▲ 43.6
・放射性物質汚染廃棄物処理事業等 ※2	730	407	▲ 44.2
・除去土壌等適正管理・原状回復等事業 ※2	169	150	▲ 11.2
・風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策	20	20	0.0
・その他	269	252	▲ 6.3
5. 創造的復興	236	239	1.3
・福島国際研究教育機構関連事業 ※3	145	154	6.2
・福島イノベーション・コースト構想関連事業	61	54	▲ 11.5
・移住等の促進			
・福島県高付加価値産地展開支援事業			
・「新しい東北」普及展開等推進事業	3	3	0.0
・「大阪・関西万博」関連事業 ※4	1	4	300.0
6. 東日本大震災の教訓継承事業	1	1	0.0
7. 復興庁一般行政経費等	51	48	▲ 5.9

（注）計数整理の結果、異同を生じることがある。また、金額は単位未満四捨五入によるため合計が一致しないものがある。

※1 他事業との重複あり。

※2 東京電力への求償対象関連の主な3事業。

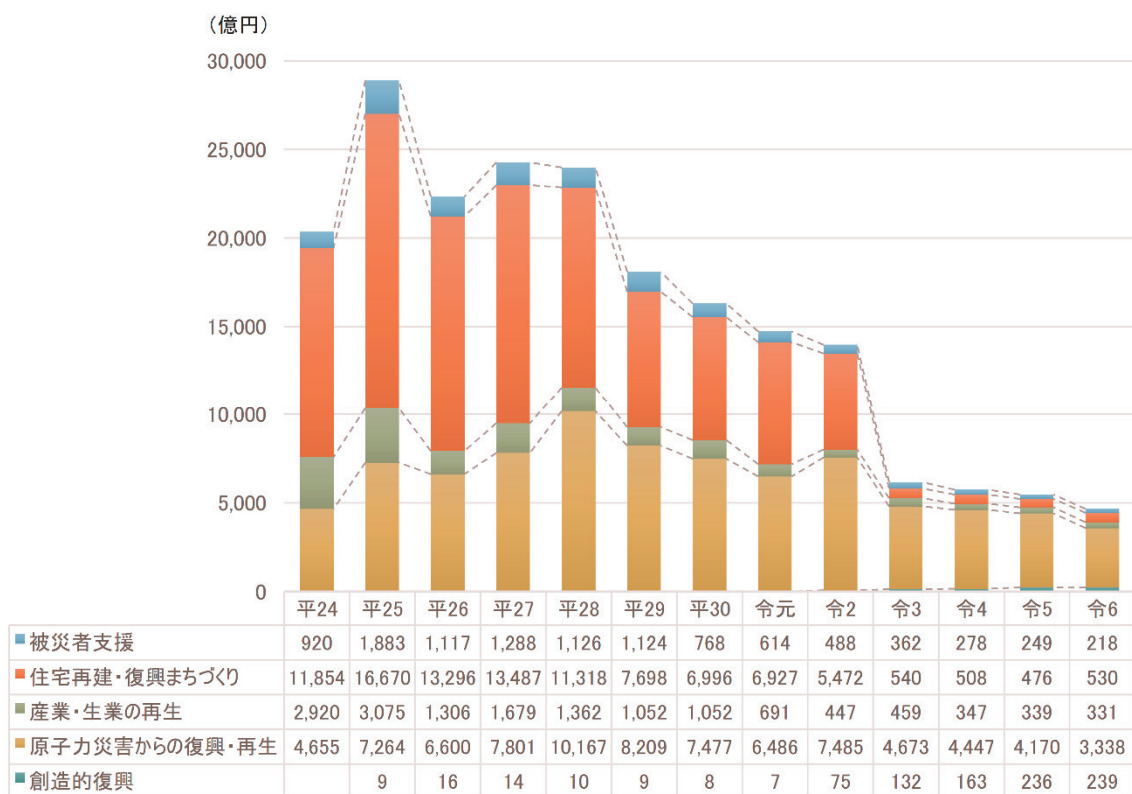
※3 別途、共管省の一般会計予算にも運営費を計上（1億円）、全体で155億円（R6年度）。

※4 4. に含まれる「地域の魅力等発信基盤整備事業」の内数も含む。

（出所）復興庁「令和6年度復興庁予算概算決定総括表（東日本大震災復興特別会計）」等より作成

見込額は40.2兆円となっている（復興庁「令和4年度東日本大震災復興関連予算の執行状況について」（令和5年7月31日））。さらに、福島第一原発の事故処理に要する費用は、国の復興予算とは別の支弁スキームとなっており、令和5年12月時点での想定では23.4兆円（廃炉・汚染水対策：8兆円、被災者賠償（除染・中間貯蔵を含む。）：15.4兆円）と試算されている。

図表2 復興庁予算（当初）における主要5分野に係る予算額の推移



注1 令和6年度を除く各年度の予算額は、翌年度予算において前年度予算額として掲載されている金額。
 注2 創造的復興の予算区分は、令和3年度からのため、元年度以前は「新しい東北」区分の予算額（平成24年度は計上なし、25年度は他区分（東日本大震災復興推進調整費）による執行分）を記載（令和2年度は注1のとおり）。
 （出所）復興庁「各年度予算概算決定」より作成

以下、分野ごとに拡充された事業を中心に予算のポイントを見ていくこととする。

（2）被災者支援

復興の進展によって生じる「心身のケア」、「コミュニティの形成・再生」、「住宅・生活再建の相談支援」及び「心の復興」等の課題に対応するため、地方公共団体等における被災者支援の取組を一体的に支援する「被災者支援総合交付金」など、多様化・個別化してきている被災者の状況に応じたきめ細かな支援を実施することとしている。

（3）住宅再建・復興まちづくり

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅の家賃低減のほか、災害復旧事業等についての支援を継続することとしている。

なお、「社会資本整備総合交付金（復興枠）」については、原子力災害被災地域である福島県で実施している道路整備事業の進捗が見込まれること、また、「災害復旧事業」については、事業の進捗等を踏まえた地方公共団体からの所要額を積み上げた結果等を踏まえ、それぞれ増額となっている。

(4) 産業・生業の再生

福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村¹⁰における事業再開支援、避難指示解除区域における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施するとともに、ALPS処理水の処分に伴う対策として、福島県を始めとした被災県に対しての水産に係る加工・流通・消費対策や漁業者に対する人材育成の支援などの生産体制の強化を実施することとしている¹¹。

拡充（増額）された主な事業は次のとおりである。

ア 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業

本事業は、東日本大震災からの復興・再生のため、福島県の漁業者グループによる生産性向上又は省力・省コスト化に優れた漁業用機器設備（LED集魚灯、漁船用エンジン等）の導入を推進することにより、福島県の漁業を高収益・環境対応型漁業へ転換させつつ、被災地の中核産業である漁業における水揚げの回復・維持を図ることを目的としている。平成24年度の事業開始当初は、福島県の近隣県（青森、岩手、宮城、茨城、千葉）も事業実施対象に含まれていたが、平成28年度以降、近隣県は除外され、福島県のみが事業実施対象とされた。しかし、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響への懸念が根強いことを受け、令和6年度予算では、改めて近隣県を事業実施対象に含めることとしている。

イ 被災海域における種苗放流支援事業

本事業は、東日本大震災により被災県の主力漁獲物である、サケ、アワビ、ヒラメ等の放流用種苗を生産している各県の種苗生産施設が壊滅的被害を受けたことから、被災県の種苗生産体制が整うまでの間、他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入等により、放流種苗を確保し、生産量の回復を図ることを目的とするものである。令和6年度予算では、岩手県から茨城県までの被災海域において種苗生産・放流による資源造成の取組を妨げることのないよう、増額することとしている。

ウ 被災地次世代漁業人材確保支援事業

福島県の沿岸漁業等は、福島第一原発事故により操業自粛を余儀なくされる中、小規模な操業と販売により出荷先での評価を調査する試験操業を終え、令和3年4月から本格操業に向けた移行段階に入った。しかし、漁業生産を支える人材は、被災前と比べ大幅に減少し、漁業の次世代を担う人材の確保を早急に進めることが必要不可欠となって

¹⁰ 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

¹¹ 令和5年9月、政府は、ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意した800億円の基金（令和3年度経済産業省関係補正予算（一般会計・エネルギー対策特別会計）、令和4年度経済産業省関係第2次補正予算（同）により、それぞれ300億円、500億円の基金を造成）による支援や東京電力による賠償に加え、令和5年度一般会計予算予備費207億円を活用して、特定国・地域依存を分散するための緊急支援（水産物の新たな需給構造構築に向けて、新たな輸出先の開拓や新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化を支援）を実施するため、総額1,007億円からなる「水産業を守る」政策パッケージを策定した。同パッケージは、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期すこととされた。令和6年度予算と一体的に編成された令和5年度経済産業省関係補正予算（一般会計）においても、ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業として89億円を計上している。

いた。また、福島県の近隣県においても、漁業就業者が減少している中、ALPS処理水の海洋放出が決定されたことにより、漁業の将来性への懸念から人材を確保できなくなるおそれがあった。このため、本事業は、福島県及び近隣県に対し、操業に向けて必要不可欠な人材の確保の取組や漁船・漁具の生産体制の整備に対して総合的に支援することを目的としている。令和6年度予算では、ALPS処理水の海洋放出が迫る中、更に不安が増大している近隣県から、福島県と同様の支援とするよう要望があったことから、漁家子弟に限定していた長期研修については、漁家子弟以外にも対象を拡大するとともに、漁船・漁具のリース方式による導入については、福島県及び近隣県ともに独立・自営を目指す者に加え、県が認めた事業継承者を対象に追加することとしている。

エ 福島県営農再開支援事業

本事業は、福島第一原発事故の影響により、農産物の生産の断念を余儀なくされた避難区域等において、農業者が円滑に営農活動を再開できるよう、福島県に基金（福島県原子力災害等復興基金（営農再開勘定））を造成し、県から事業実施主体に対して補助を行うことで、除染後の農地の保全管理、作付実証、放射性物質対策、新たな農業への転換など、営農再開に向けた取組を支援することを目的としている。同基金は、平成24年度補正予算・平成30年度当初予算により、計362億円の規模にまで積み上げられたが、令和4年度末の残高は42.5億円となっている。福島県は、令和5年度において、本事業の予算として39.5億円を計上しており¹²、予算の執行状況によっては、同年度末の基金の残高は数億円程度にまで減少する見込みであることから、令和6年度予算で基金を積み増すこととしている。

（5）原子力災害からの復興・再生

原子力災害からの福島の復興・再生を加速化させるため、避難指示が解除された地域における生活環境の整備や、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備、特定帰還居住区域への帰還に向けた取組等を実施するとともに、中間貯蔵施設の管理運営等・放射性物質汚染廃棄物の処理・除去土壌等搬出完了後の仮置場の原状回復等を着実に推進する。また、ALPS処理水の処分に伴う対策を含めた農林水産・観光等における風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を引き続き実施することとしている。

拡充された主な事業は次のとおりである。

ア 特定帰還居住区域整備事業

令和5年6月、2020年代をかけて特定復興再生拠点区域（拠点区域）外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、市町村が、帰還困難区域内の拠点区域外に、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする区域（特定帰還居住区域）を設定できる制度を創設する改正福島復興再生特別措置法が成立した。同年9月、上記制度に基づき、大熊町・双葉町から申請があった、両町の一部区域に係る「特定帰還居住区域復興再生計画」が国からそれぞれ認定された。本事業は、特定帰還居住区域の整備に必要な除染や廃棄物

¹² 福島県農林水産部「令和5年度主要事業PR版」（令5.4.1）6頁

処理事業等を実施することを目的としており¹³、大熊町・双葉町の一部区域では、同年12月から先行的に除染が開始された。今後は、帰還意向調査を実施した他の地方公共団体も含めて、令和6年度内に本格的な除染が開始できるよう、計画の早期作成・改定に向けて各団体と調整を実施することとしている。令和6年度予算では、認定された特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、帰還困難区域の特定帰還居住区域内における除染・家屋解体等を行うこととしている。

なお、本事業は、令和5年度予算では、拠点区域外の住民の帰還意向の把握や住民説明会の開催などの調査等業務とともに、「特定復興再生拠点区域外に係る除染等事業」の業務の一つとして実施されているが、令和6年度予算では、それぞれの業務は単独の事業となり、調査等業務のうち除染実施を見据えた事前現地調査は本事業で実施することとしている。

（6）創造的復興

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、福島国際研究教育機構（F-REI）の取組や福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施することとしている。創造的復興に掲げる事業については、被災地復興の更なる推進力としての効果が期待されている。

拡充された主な事業は次のとおりである。

ア 福島国際研究教育機構関連事業

令和5年4月、福島県浪江町に、令和4年5月に成立した改正福島復興再生特別措置法に基づき、F-REIが設立された。F-REIは、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となることを目指している。設立当初においては本施設はなく仮事務所で活動を開始したが、本施設の施設整備については、F-REIが着実に業務を本格実施できるよう、その当初の施設整備は国（復興庁）が行うこととなっており、令和5年度内に施設基本計画を取りまとめ、令和12年度までの復興庁設置期間内での順次供用開始を目指し、さらに可能な限り前倒しに努めることとしている。また、F-REIでは、中期目標及び中期計画に基づき、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置き、施設が整備される前にもできる限り早期に成果が得られるよう、研究開発や産業化・人材育成に取り組むこととしている。

本事業は、①F-REIの法人運営等に必要な経費、②研究開発事業等（研究開発・産業化・人材育成）の実施に必要な経費、③施設整備に向けた取組の実施に必要な経費を計上し

¹³ 特定帰還居住区域の整備に当たっては、特定復興再生拠点等の整備と同様に、除染を含むその費用を東京電力に求償せずに国の負担で行うとの方針が示されており（「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和3年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議決定）、令和5年改正福島復興再生特別措置法においても、国の費用負担で除染や廃棄物処理等を行うことが規定されている。

ている。令和6年度予算では、事業費全体としては前年度当初予算比で増額となった（令和5年度予算額145億円→令和6年度予算額154億円¹⁴）。事業を構成する3項目のうち、①については研究開発シーズの実現可能性を調査するF S（フィージビリティ・スタディ）調査費（3億円）の創設（後述）により（同17億円→同20億円（一般会計計上の法人運営費1億円を含む。）、③については用地の取得及び施設の設計への着手等により（同3億円→同36億円）、それぞれ前年度当初予算比で増額となったが、②については減額（同126億円→同99億円）となっている¹⁵。

なお、草創期のF-REIにおいては、そのイニシアチブにより、分野融合も意識しながら、研究開発の方向性を見だし、研究開発の質を高め、効率的な研究体制を構築するとともに、研究開発は、内容によっては大きな経費が発生し得るものもあるため、限られた貴重な研究予算を有効に活用していく観点も重要であることから、F S調査費の創設が、大臣折衝の結果、認められている。

イ 「大阪・関西万博」関連事業

東日本大震災の発災から10年以上が経過し、復興は着実に進展している一方、国内外の報道も減少し、復興の状況を知る機会が限られ、情報の固定化や風化が進み、風評被害もいまだ残っている。こうした中、2025年（令和7年）に国家的プロジェクトとして大阪・関西万博が開催されることから、「世界各国の注目が日本に集まるこの機会を最大限にいかし、東日本大震災からの復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する¹⁶」ことが期待される。本事業は、同万博において、より良い復興を目指して力強く立ち上がる姿を、被災地発の未来社会に向けた企画等を通して国内外に発信する取組を実施することを通じて、復興状況等に関する正しい理解を促進し、風評払拭を促すとともに、被災地を訪れる契機とすることを目的としている（「「大阪・関西万博」を契機とした復興に向けた情報発信強化事業」（復興庁執行）と「地域の魅力等発信基盤整備事業（内数）」（経済産業省執行）として予算計上）。令和6年度予算では、令和7年度の復興関連展示等に向けたコンテンツの制作を始め、プレイベント等の広報事業、プレツアー等を実施することとしている。

（7）東日本大震災の教訓継承事業

令和5年8月、復興庁は、東日本大震災の教訓を継承するため、有識者による議論も踏まえ、発災から第1期復興・創生期間の終了に至るまでの10年間の政府の復興政策の経緯・

¹⁴ 別途、東日本大震災復興特別会計の終了以降も見据え、F-REIの段階的・計画的な恒久財源等による運営への移行の一環として、F-REIを共同で所管する文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、環境の5省が一般会計で2,000万円ずつ計1億円を負担している（全体で計155億円）。

¹⁵ ②については、F-REIが十分な研究体制を整備するまでの間は、研究開発を他機関に委託して行うこととしている。既に全て実施済みである令和5年度の委託研究公募の状況を踏まえると、令和5年度予算には相当額の執行残があり、令和6年度予算に繰り越すことが見込まれる（F-REIウェブサイト<https://www.f-rei.go.jp/assets/contents/introduction_of_f-rei.pdf>、同<https://www.f-rei.go.jp/research_and_development/public_offering.html>）。

¹⁶ 「2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について」（令和2年12月21日閣議決定）

課題等を取りまとめ、同庁のウェブサイト上にPDF形式で公表した。令和6年度予算では、この取りまとめについて、国内外に広く展開するため、検索性・視認性等に優れた形式（HTML）での公表及び英訳を行うとともに、被災者を始めとする国民の有する復興に係る知見を収集し、ウェブコンテンツ等で公表することとしている。

3. おわりに

令和6年度復興庁予算のポイントは、上記のとおりであるが、復興財源について今後の課題の一端を提示して結びとしたい。

現行の復興財源フレームにおいては、第2期復興・創生期間が終了する令和7年度までの15年間の総額を32.9兆円程度と見込んでいるが、令和6年度予算を含めた現時点での執行見込額は32.6兆円程度¹⁷となることから、残りの財源は差し引き0.3兆円程度となる。したがって、現行のフレームの見直しがないとすれば、令和7年度においては残り0.3兆円の範囲で復興事業を実施しなくてはならず、必要となる事業が十分に実施されないなど、復興の進捗に影響を与えることが懸念される。この点に関し、土屋復興大臣は、今後、予算の執行状況や令和7年度に予算計上すべき事業等について見極めていく必要があるが、令和7年度に必要となる事業の所要額次第では、第2期復興・創生期間の最終年度に向けて、復興財源フレームの見直しも考えられると述べている¹⁸。大臣が述べたように仮に現行のフレームの見直しを行うこととなった場合、あくまで第2期復興・創生期間までの範囲に限られるのか、その点は定かではない。しかし、今後とも、被災地域共通の取組として、被災者支援や水産加工業支援などの残された課題への対応が求められるとともに、特に原子力災害被災地域においては、F-REIの施設整備や研究開発を始め、令和6年度から本格化する帰還困難区域内の特定帰還居住区域の除染や生活環境整備などのため、中長期的な財源確保が必要となる。こうしたことを踏まえれば、被災地の自治体にとっての財源確保の予見可能性を高める観点¹⁹から、第2期復興・創生期間後も射程に入れて、復興財源フレームの見直しを行うことを検討すべきではないだろうか。

また、令和5年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、所得税などの定額減税が盛り込まれた。所得税の減税に伴い、その付加税である復興特別所得税についても減収²⁰が見込

¹⁷ 復興庁によれば、令和4年度までの執行見込額は31.9兆円程度で、令和5年度の補正後の執行見込みと令和6年度当初での執行見込みを機械的に足すと32.6兆円程度になるという（『福島民報』（令5.12.23））。

¹⁸ 土屋復興大臣記者会見録（令和5年12月22日）〈<https://www.reconstruction.go.jp/topics/23/12/20231225152327.html>〉

¹⁹ いわゆる防衛財源確保法案めぐり福島市で行われた参議院財政金融委員会の地方公聴会に、公述人として出席した吉田栄光浪江町長は、意見陳述の中で、復興を進める上で必要となる財源の確保は大前提であり、被災地として必要な復興の取組を着実に進めることができるよう、国においても、中長期的な復興財源を確実に確保してもらいたいと強調している（第211回国会参議院財政金融委員会会議録第15号13頁（令5.6.13））。

²⁰ 財務省は、その影響額は今精査中であり、まだ具体的な金額が出ている段階ではないとしている（鈴木財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（令和5年12月19日）〈https://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20231219a.html〉）が、過去5年度（平成30年度～令和4年度）の所得税決算額に対する復興特別所得税の割合の平均（2.089%）を用いて、個人所得課税に係る定額減税（2.3兆円の減収見込み）の影響を単純に試算すると、480億円程度となる。なお、令和6年度東日本大震災復興特別会計の歳入予算額（6,331億円）に占める復興特別所得税（3,760億円）の割合は59.4%となっている。

まれており、復興財源に与える影響が懸念される。この点に関し、土屋復興大臣は、本税制改正の影響により所得税収の減の反射的な影響として、令和6年度の復興特別所得税が減少する見込みであることを認めつつ、復興特会では復興債の発行を通じた柔軟な資金調達が可能であるため、足元の歳入の上振れ、下振れが復興事業の円滑な執行に影響することはないので、安心してもらいたいと述べている²¹。他方で、減収となることは事実であり、復興庁としては、今後の復興の財源に支障がないように対応するよう、引き続き財務当局に伝えたいとも述べている。定額減税は、令和6年（度）の措置とはいえ、今後の経済状況によっては複数年に及ぶ可能性もあることから²²、その動向に留意が求められる。

復興特別所得税については、いわゆる防衛増税の財源の一部に事実上転用するため、「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月23日閣議決定）において、復興特別所得税の税率を引き下げた上で課税期間を延長する方針が明記された²³。復興特別所得税の課税期間や復興債の償還期間は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に明記された「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする」との復興財源確保の基本的な考え方に即して設定された経緯がある²⁴。今後、復興特別所得税の税率の引下げとともに、課税期間が延長されれば、税収減を補うため、復興債を発行して復興財源を確保する必要が生じ得る。第2期復興・創生期間の最終年度に向けて、同期間後の復興財源フレームの策定に向けた議論が本格化することが見込まれるが、いわゆる国の借金が令和4年度末時点で1,270兆円を超え、財政状況が一段と厳しくなる中、今を生きる世代による負担を基本とする復興財源を将来世代にも負担を求めることの是非を含め、真摯な議論が期待される。

（せとやま じゅんいち）

²¹ 土屋復興大臣記者会見録（令和5年12月15日）〈<https://www.reconstruction.go.jp/topics/23/12/20231215174000.html>〉

²² 政府の「令和6年度税制改正の大綱」には盛り込まれなかったが、与党（自由民主党・公明党）が令和5年12月14日に取りまとめた「令和6年度税制改正大綱」では、定額減税の項目の中で「今後、賃金、物価等の状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の家計支援の措置を検討する」とされており、複数年の実施に含みを持たせる文言がある。

²³ 「令和5年度税制改正の大綱」では、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、所得税、法人税、たばこ税の3税目について、所要の措置を令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施し、令和9年度において、1兆円強確保することとされた。このうち所得税については、「息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保する」とした上で、①当分の間、所得税額に対し税率1%の新たな付加税を課すこと、②復興特別所得税の税率（2.1%）を1%引き下げるとともに、課税期間を延長すること、③延長期間は、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする、④上記措置の施行時期については令和6年以降の適切な時期とすることとされた。なお、「令和6年度税制改正の大綱」では、防衛増税の具体的な開始時期については明記されず、「適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和6年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにする」として先送りされている。

²⁴ 第179回国会（平成23年臨時会）に提出された、いわゆる復興財源確保法案の当初の政府案では復興特別所得税の課税期間は平成34（令和4）年までの10年間（復興債の償還期間は同年度まで）とされていたが、与野党の修正合意により、平成49（令和19）年までの25年間（同）に延長された。なお、修正当時の時点で既に「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」という財源確保の基本理念が失われたとの指摘があった。